

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%）へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

### 歳入歳出予算

#### 歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	予算額
7款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	423,000
計				423,000

#### 歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金（社会保 障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	243,501	96,032		147,469	147,469
		3目 障害者福祉費	163,785	34,139	12,162	117,484	117,484
		4目 老人福祉費	622,580	115,884	14,892	491,804	491,804
		6目 障害者自立支援費	625,218	461,756		163,462	163,462
	2項 児童福祉費	2目 児童手当費	557,870	473,970		83,900	83,900
		3目 母子福祉費	267,728	58,790	8,300	200,638	200,638
		7目 児童発達支援費	204,457	153,342		51,115	51,115
	4項 災害救助費	1目 災害救助費	1,452	2		1,450	1,450
4款 衛生費	1項 保健衛生費	1目 保健衛生総務費	210			210	210
		2目 予防費	21,678	160		21,518	21,518
計			2,708,479	1,394,075	35,354	1,279,050	1,279,050

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の予算額（807,000千円）の21分の11に相当する額

※2 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費